

ゼクシィ縁結びエージェント 利用規約

本書面の内容を十分にお読みになり、よくご理解くださいますようお願いいたします。

役務提供事業者（当社概要）

名称	株式会社リクルート
住所	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
代表者名	代表取締役社長 北村 吉弘
電話番号	050-3832-1151

お客様ご相談窓口（個人情報取り扱いに関することも含む）

名称	お客様相談窓口
住所	東京都中央区銀座7-3-5 ヒューリック銀座7丁目ビル
電話番号	050-3832-1150
メールアドレス	zexy_en_soudan@xy-en.net

第1条（会員）

- 会員とは、「ゼクシィ縁結びエージェント利用規約」（以下「本規約」といいます）、「ゼクシィ縁結びエージェント概要書面（重要事項説明書）」（以下「概要書面」といいます）「プライバシーポリシー」、その他当社作成の書面（以下、総称して「本規約類」といいます）を熟読し、その内容を理解した上で、別途定める申込書（以下「本申込書」といいます）に必要事項を記入して当社に入会を申し込み、当社によって会員登録を承認された者をいいます。
- 当社は、前項の申し込みを行った者に対し提供するウェブサイト（以下当該サイトに関連するウェブサイト、アプリケーションも含み「会員専用ページ」といいます）のID及びパスワード（以下、総称して「会員ID等」といいます）を発行し、その発行を以て会員登録の承認を行うものとします。なお、当該承認を以て本サービス（第3条（当社の提供するサービス）で定めます）の利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとします。
- 会員は、会員登録にあたって当社の要望に基づき会員が当社に提供した書類一式（本人確認書類、独身証明書、写真、収入証明書、学歴証明書、資格証明書、及び当社が別途指定する書類をいいます。以下、総称して「必要書類」といいます）を提出するものとし、提出された必要書類を当社が返却しないことを予め承諾するものとします。
- 当社は、本申込書への捺印又は署名を以て、会員が概要書面についての説明を受け、本規約類の内容を理解のうえ受領し、本規約類に同意しているものとみなします。
- 会員は、本規約類以外の会員専用ページ上での注意事項、その他当社作成の書面（電子メール、会員専用ページでの掲示等の電磁的記録を含みます）の内容も遵守するものとします。本規約と本規約類以外の内容に相違があった場合は、前者の定めを優先するものとします。

第2条（会員資格）

- 会員となるには、以下の各号に定める条件を満たす必要があります。
 - 本規約類を熟読し、理解した上、本申込書に所定事項を記入し当社に提出すること
 - 20歳以上であること。ただし、男性の場合は54歳程度、女性の場合は45歳程度を上限とします
 - 法律上の独身であること
 - 婚約者、同棲関係を含む事実上の婚姻関係のないこと
 - 一定の住所を有すること
 - 被保佐人、被後見人でないこと
 - 暴力団等の反社会的勢力関係者でないこと
 - 男性の場合、安定した収入があること
 - その他当社がサービスの提供が困難であると判断する事由が存在しないこと
- 本契約成立後、会員が前項に定める会員資格を有していないことが判明した場合、本契約は将来に向かって解約されるものとします。

第3条（当社の提供するサービス）

- 当社は、以下の各号に定めるものを含む、結婚を希望する者への異性の紹介及びこれに付随関連するサービス（以下、総称して「本サービス」といいます）を提供します。なお、本サービスはファーストコンタクト、ご交際、パートナーシップ成立（第9条で定めます）、ご結婚を保証するものではありません。また、以下に定める第6号および7号並びに第9号のサービスの提供を受けるには、会員による必要書類すべての提出が完了し、会員専用ページにおける自己のプロフィールデータ、その他の登録事項の不備等がないことを当社が確認していることが必要となります。
 - 会員情報の登録事務
 - 会員を担当するコーディネーターの決定
 - 会員専用ページの開設
 - 会員へのアンケートに基づく活動設計
 - 活動プランに関する面談の実施
 - レコメンド情報の提供
 - ファーストコンタクトセッティング
 - ご交際・パートナーシップ成立に向けた活動のサポート
 - その他上記に付随関連するサービス
- 当社は、前項第2号で定める担当コーディネーターを会員への事前の通知なく随時変更できるものとします。なお、活動プラン毎のファーストアプローチが可能な人数は以下のとおりで、当該月にファーストアプローチが可能な人数の上限に満たなかった場合であっても、残件数を次月に繰り越すことはないものとします。

	シンプルプラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン
検索からのファーストアプローチ	20人/月※	20人/月※	20人/月※
レコメンドからのファーストアプローチ	—	6人/月	6人/月

※ゼクシィ縁結びエージェント会員10名、コネクトシップ10名の合計20名のファーストアプローチが可能です。

第4条（利用料）

- 会員は、本サービスの対価（以下「利用料」といいます）として、下表及び本項各号に定める活動プラン毎の金額（消費税及び地方消費税を含むもの）を支払うものとします。なお、当社がキャンペーン等で下表に定める金額より割引の金額を提示した場合には、当該提示された金額を支払うものとします。

	シンプルプラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン
入会金	33,000円	33,000円	33,000円
月会費	9,900円	17,600円	25,300円

- 入会金：前条第1項第1号乃至第4号に定める業務につきお支払い頂く利用料です。
- 月会費：前条第1項第5号乃至第9号に定める業務につきお支払い頂く利用料です。なお、月会費は、活動プラン及び会員の状況に応じて発生時期が以下のとおり異なるものとします。

ゼクシィ縁結びエージェント 利用規約

<シンプルプラン>

必要書類及び自己のプロフィールデータ、その他の登録事項の不備等がないことが当社において確認され、当社が会員を他の会員への紹介可能であると判断した日の翌日又は本契約が成立した日から起算して31日目（当社が責を負わない事由により、必要書類及び自己のプロフィールデータその他の登録事項の不備等が解消されていない場合も含みます）のいずれか早い日から日割計算にて発生するものとし、翌月以降は、当社が責を負わない事由により、必要書類及び自己のプロフィールデータその他の登録事項の不備等が、継続している場合も含めて、月会費が全額発生するものとします。なお、日割計算とは、月会費を月会費の発生した日の属する月の日数で割る計算方法をいいます。

<スタンダードプラン・プレミアプラン>

必要書類及び自己のプロフィールデータ、その他の登録事項の不備等がないことが当社において確認され、本契約が成立した日が属する月（以下「初月」といいます）に当社から他の会員の紹介情報の提供があった場合に限り、初月から月会費全額が発生するものとし、翌月以降は、お相手の紹介情報の提供の有無を問わず、月会費が毎月全額発生するものとします。ただし、当社が責を負わない事由により、必要書類及び自己のプロフィールデータその他の登録事項の不備等が継続している間に会員が負担すべき月会費は、シンプルプランの月会費相当額とします。

(3) 上記以外の利用料は、会員専用ページ又は本規約類で定める通りです。

2. 会員が支払うべき利用料の総額は、会員の在籍期間、活動状況、契約内容によって異なります。ただし、会員が支払うべき利用料の総額は、①入会金、②初月月会費、③初月を除く本サービスの提供期間中における月会費、④会員が当社の別途提示するオプションに関する契約を当社と締結した場合そのオプションに関する利用料、⑤第23条（違約金等）に定める事由が発生した場合の違約金、⑥その他本規約類等で定めた金額を合算した金額となります。

3. 支払い時期及び方法は、以下の各号の通りです。

(1) 利用料は、原則として口座振替による一括払いとします。口座振替による場合、当月分の利用料は、翌月26日（土日、祝日の場合は翌営業日）に引き落とされるものとします。

(2) 前号にもかかわらず、当社が口座振替以外の方法を指定する場合には、会員は、別途当社が指定する方法及び支払時期にて支払うものとします。

(3) 当社は、本条に定める利用料に関する業務を、当社の指定する事業者に委託することができるものとします。

4. 会員は、前項第1号に定める支払方法の手続きのため、申し込み時にキャッシュカード及び銀行印を持参するものとします。

第5条（サービス提供期間等）

1. 本サービス提供期間は、本契約の成立した日から1年間となります。ただし、本契約の成立した日が各月の1日ではない場合、翌月1日を起算日として1年間となります。

2. 契約期間満了の1か月前までに当社及び会員いずれからも更新しない旨の申出のない場合、満了日における本契約の内容と同一条件で延長されるものとし、以降も同様とします。

第6条（プラン変更）

1. 会員が本契約成立後に第4条（利用料）に定める活動プランの変更（以下「プラン変更」といいます）を希望する場合、変更を希望する日の属する月の前月20日までに、所定の方法により当社に申請するものとし、当社がこれを承諾した場合、会員は1か月単位でプラン変更ができるものとします。

2. 前項に関わらず、契約成立中の活動プランより安価な月会費が設定されている活動プランへの変更を希望する場合は、契約成立中の活動プランにて契約期間が3か月以上経過していること（ただし、第7条に定める休会期間を含めないものとします。）を条件とするものとします。なお、会員は、プラン変更を目的とした本契約の解除又は解約、及び本契約の再締結はできないものとします。

第7条（休会）

1. 休会とは、本サービスの提供及び利用を一時的に休止することをいいます。

2. 会員が休会を希望する場合、休会を希望する日の属する月の前月20日までに、所定の方法により当社に申請するものとし、当社がこれを承諾した場合、会員は1か月単位で休会できるものとします。

3. 会員は、休会期間中、プランにかかわらず1,100円（消費税及び地方消費税を含むものとします）の月会費を支払うものとします。

4. 第2項にかかわらず、会員が以下の各号に該当する場合は休会することができません。

(1) 会員専用ページ上の会員ステータスが「交際中」の場合

(2) 会員専用ページ上でファーストコンタクトが成立している場合又はファーストアプローチ中で返事待ちの場合

第8条（フォーカス期間）

1. フォーカス期間とは、特定の会員（以下「マッチング相手」といいます）との交際を深め、マッチング相手以外との交際があった場合は終了するとともに、当社は本サービスのうち第3条（当社の提供するサービス）第1項第8号に記載のサービスのみを提供する期間をいいます。

2. 会員がフォーカス期間への移行を希望する場合、フォーカス期間への移行を希望する日の属する月の前月20日までに、所定の方法により当社に申請するものとし、マッチング相手からも同様の申請を受け、かつ当社がこれを承諾した場合、会員はフォーカス期間に移行することができます。

3. 会員は、フォーカス期間中、プランにかかわらず9,900円（消費税及び地方消費税を含むものとします）の月会費を支払うものとします。なお、月の途中よりフォーカス期間に移行する場合であっても、当月分の月会費の日割計算での精算はできないものとします。

第9条（パートナーシップ成立）

1. パートナーシップ成立とは、本サービスを利用し交際を始めた会員同士が、結婚を前提に交際を継続していくことを決め、当社がこれを承認し、本サービスの利用が不要となった状態をいいます。

2. 会員がパートナーシップ成立を理由として本契約を解約（以下「パートナーシップ成立による退会」といいます）する場合は、当月20日までに当社所定の方法でパートナーシップ成立による退会希望の申請を行うものとします。またパートナーシップ成立による退会は、会員およびパートナーシップ成立のお相手様の双方が前記の期限内にパートナーシップ成立による退会の申請を行っていることが前項で定める退会の承認の条件となります。したがって、パートナーシップ成立による退会を希望する会員は、必要に応じてパートナーシップ成立のお相手様に前記の期限内の退会申請を促すものとします。なお、月の途中よりパートナーシップ成立により退会する場合であっても、当月分の月会費の日割計算での精算はできないものとします。

3. 第17条（個人情報の保護）の内容に関わらず、パートナーシップ成立により退会した会員に対して、本サービス退会前後を問わず、当社は当該会員に対して「縁結びレポート」の募集、各種キャンペーンに関してのお知らせ及びその他のアンケート等を実施することがあり、その目的で、会員の個人情報を利用できるものとします。

ゼクシィ縁結びエージェント 利用規約

第10条 (クーリング・オフ)

1. 会員は、本契約が成立し、本規約類を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により本契約の解除ができます。
2. 会員は、当社若しくはその役職員が第1項に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために第1項の解除を行わなかった場合、当社から第1項に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過するまでは、書面により本契約の解除ができます。
3. 第1項又は第2項の解除は、その解除を行う旨の書面を発したときにその効力を生じます。
4. 第1項又は第2項の解除があった場合において、当社は、その解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
5. 第1項又は第2項の解除があった場合において、既に一部の本サービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
6. 第1項又は第2項の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

第11条 (中途解約)

1. 会員は、本規約を受領した日から8日間を経過した後（当社若しくはその役職員が前条に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために前条の解除を行わなかった場合、当社から前条に定める解除ができる旨の書面を受領した日から8日間を経過した後）においては、書面により将来に向かって本契約の解約（以下「中途解約」といいます）ができます。
2. 会員が中途解約を希望する場合は、当月20日までに当社所定の方法で中途解約手続きの申請を行うものとします。また、月の途中で中途解約する場合であっても、当月分の月会費の日割計算での精算はできないものとします。
3. 前項にかかわらず、中途解約を希望する会員が以下の各号に該当する場合は中途解約することができません。
 - (1) 会員専用ページ上の会員ステータスが「交際中」の場合
 - (2) 会員専用ページ上でファーストコンタクトが成立している場合又はファーストアプローチ中で返事待ちの場合
 - (3) 会員が中途解約した場合であっても、当社は入会金を請求するものとします。会員がすでに入会金を支払い済の場合は、当社は入会金の返金を行わないものとします。
5. 「特定商取引に関する法律」（以下「特商法」といいます）の定めにかかわらず、会員が中途解約した場合、当該会員に対し、当社は以下の各号に定める額（特商法に定める金額を下回り、以下「本上限額」といいます）を超える額の金銭の支払いを請求することができないものとします。なお、以下に定める、提供済の本サービスの対価に相当する額とは、①入会金、②初月月会費、③契約を締結した日が属する月（初月）の翌月から本条に基づき会員が適正に申請を行った場合における会員が中途解約を希望する日が属する月の間の月会費、④会員が当社の別途提示するオプションに関する契約を当社と締結した場合そのオプションに関する利用料、⑤第23条（違約金等）に定める事由が発生した場合の違約金、⑥その他本規約類等で定めた金額を合算した金額をいいます。
 - (1) 中途解約が本サービス提供開始後である場合：提供済の本サービスの対価に相当する額
 - (2) 中途解約が本サービス提供開始前である場合：入会金相当額

第12条 (中途解約時の返金) 月の途中で中途解約した場合であっても、当月分の月会費の日割計算での精算はできないものとします。

第13条 (抗弁権の接続)

ローン・クレジット等割賦販売利用の場合、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社又はクレジット会社に対抗できます。

第14条 (会員の責務)

1. 会員は、本サービスを利用又は当社を通じて成立した際における自己の行為について一切の責任を負うものとします。当該行為の過程又は結果において、自己、他の会員又は第三者に損害が生じた場合、自己の責任と負担において解決するものとし、当社に対し損害賠償の請求をしないものとします。ただし、当該損害が当社の故意又は重過失に因り発生した場合はこの限りではありません。
2. 会員は、以下の各号に定める会員の責務を遵守するものとし、当該責務を怠ったことに起因する一切の損害と負担は、会員に帰属するものとします。
 - (1) 本サービスは自己の結婚相手を探す目的でのみ利用しなければなりません。
 - (2) 当社が指定した提出書類及び自己のプロフィールデータ、その他の登録事項に虚偽の内容を記載してはなりません。
 - (3) 当社に提出した書類及び登録情報等に変更があった場合、直ちに所定方法にて変更、又は当社に届け出なければなりません。
 - (4) 自己のプロフィールデータやその他会員情報が、入会希望者や会員によって閲覧されることを予め承諾します。
 - (5) 会員情報の内容やファーストコンタクトの相手の個人情報など、当社を通じて入手した情報を当社の許可なく印刷、改ざん、廃棄、流用、及び第三者への漏洩などをしてはなりません。トライアル期間・フォーカス期間終了後は、交際相手に関する情報を速やかに破棄するものとし、連絡などをしてはなりません。
 - (6) 当社、会員活動若しくは当社を通じて成立した際において知り得た他の会員、又は第三者に対して、誠意をもって対応するものとし、差別若しくは誹謗中傷すること、又は名誉若しくは信用を毀損する行為をしてはなりません。
 - (7) 会員は、会員ID等を第三者に提供、又は共用してはなりません。また、方法を問わず譲渡、貸与、提供、販売、名義変更等、及び質権の設定その他の担保に供する行為をしてはなりません。
 - (8) 会員は、会員ID等及び本システムに登録されている会員情報（他会員情報も含みます）が第三者に漏洩しないよう最善の注意を払うものとします。
 - (9) 会員は、会員ID等を盗用された場合は速やかに当社に連絡するものとします。
 - (10) 他の会員の会員ID等を使用してはなりません。
 - (11) 会員は、他の会員、当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の財産権、プライバシー又は肖像権を侵害する行為をしてはなりません。
 - (12) 会員は、いかなる手段によっても、当社の設備の利用又は運営に支障を与える行為をしてはなりません。
 - (13) 会員は、当社からの連絡に対する回答期限等、当社の定める運用ルールを守らなければなりません。
 - (14) 上記各号の他、会員は、本契約に反する行為、法令、公序良俗に反する行為、当社の運営を妨害する行為、その他、他の会員、当社又は第三者に不利益を与える行為をしてはなりません。

第15条 (登録抹消)

1. 当社は、会員が第2条（会員資格）、第4条（利用料）、第14条（会員の責務）、若しくはその他本規約類に定める事項に違反した場合、又は当社が登録抹消を相当と判断した場合は、当該会員の登録を抹消することができます。
2. 会員登録を抹消された会員は、会員としての権利をすべて失うものとし、登録抹消前に負担した義務又は債務については引き続き負担するものと

ゼクシィ縁結びエージェント 利用規約

します。なお、月の途中で会員登録を抹消された場合であっても、当月分の月会費の日割り計算での精算はできないものとします。

第16条（本サービス提供の停止、終了）

1. 当社は、会員が以下の各号に定める場合に該当するときは、本サービス提供を停止することができます。
 - (1) 会員が第14条（会員の責務）、又はその他本規約類に定める事項に違反していることが疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 - (2) 第2条（会員資格）に定める会員資格を満たしていないと疑われる事情があり、当社において更なる調査が必要と判断した場合
 - (3) 第4条（利用料）の支払を滞納した等、会員の信用に不安が生じた場合
 - (4) 当社からの連絡に対して応答がない等、60日間音信不通になった場合
 - (5) 当社、会員又は第三者に回復困難な損害発生可能性があり、当社がその損害発生回避のために必要であると判断した場合
2. 本サービス提供は、以下の各号に定める場合に当然に終了するものとします。
 - (1) 本契約が解除された場合
 - (2) 会員期間が満了し更新しない旨の申出が会員または当社のいずれかからあった時
 - (3) 会員登録が抹消された場合
3. 前2項により、本サービスの提供を停止または終了された会員は、停止または終了前に負担した義務又は債務については引き続き負担するものとします。なお、月の途中で本サービスの提供を停止または終了された場合であっても、当月分の月会費の日割り計算での精算はできないものとします。

第17条（個人情報の保護）

当社は、会員の個人情報を当社プライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

第18条（同意による個人情報の開示等）

1. 本サービスの提供を目的として、当社が、当社会員、当社指定の提携事業会社および提携事業会社所属の他社員員に対して、本条第2項に定める情報（以下「提供情報」といいます）につき、本条第3項で定める方法（以下「提供方法」といいます）によって提供することに、会員は予め承諾するものとします。
2. 本条第1項の「提供情報」は、会員から取得した情報（氏名、電話番号、メールアドレス、年齢、身長、体重、血液型、出身県、勤務先、業種、職種、年収、最終学歴、婚歴、趣味趣向等）のうち、本サービスの提供の目的に必要な範囲の情報をいいます。
3. 本条第1項の「提供方法」は電磁的な方法による送信をいいます。

第19条（会員情報等の掲載停止、修正、削除）

当社は、会員が本サービス上で入力した情報について、当社が定める運用方針に従い掲載停止、修正又は削除することができます。但し当社は、当該情報を掲載停止、修正又は削除する義務を負うものではありません。

第20条（中断、中止）

1. 当社は、以下の各号に定める内容に該当すると判断した場合、本サービスを一時的に中断する場合があります。この場合、原則として事前に告知しますが、緊急の場合には告知なしに行うことがあります。これにより会員に損害が発生した場合、当社の故意又は重大過失による場合を除き当社は一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員専用ページ又は本システムの保守を定期的に又は緊急に行なう場合
 - (2) 第三者提供サービスが停止又は終了（保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含みますが、これに限られません）した場合
 - (3) 会員専用ページ又は本システムの不良及び第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により本サービスを提供できない場合
 - (4) 火災、停電、地震、台風、戦争、暴動、労働争議、その他当社の責に帰さない事由により、本サービスの提供ができない場合
 - (5) 行政その他より本サービスの運営を禁じられた、又は困難となった場合
 - (6) その他、運営上又は技術上、当社が本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
2. 当社は、1か月の予告期間をもって会員に通知のうえ、本サービス全体の提供を長期的に中断もしくは終了することがあります。

第21条（本サービスの変更）

当社は、本サービスの全部又は一部を、会員への予告なく改訂、追加、変更又は廃止することができ、これに起因して会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、当社は、当社に故意又は重過失がない限り、賠償責任を負わないものとします。

第22条（再委託）

当社は、本サービスの一部又は全部を第三者に委託できるものとし、会員はかかる委託を承諾するものとします。

第23条（違約金等）

1. 本サービスにて成立したファーストコンタクトを当日キャンセルする場合、理由のいかんにかかわらず、会員は当社に対し5,000円（消費税及び地方消費税を含むものとします）の違約金を支払うものとします。
2. ファーストコンタクト当日に会員自らの事情でお見合いが実現できなかった場合、その理由のいかんにかかわらず、前号における当日キャンセルがあったものとみなします。なお、会員が事前にファーストコンタクトキャンセルの連絡をした場合であっても、それがファーストコンタクト前日（前日が利用規約冊子または当社が別途電子メール等で案内する問い合わせ先の休日に該当する場合には、前営業日とします。）の21時以降であった場合、または所定の方法によらず連絡がなされた場合も同様とします。
3. 本条の定めに関わらず、悪天候又は災害等により、当社がファーストコンタクトの実施が危険と判断した場合は、当社の裁量を以てファーストコンタクトをキャンセルできるものとし、その場合の違約金は発生しないものとします。

第24条（損害賠償）

会員は、他の会員、当社又は第三者に対し損害を与えた場合自己の責任と負担においてその損害を賠償しなければなりません。

第25条（免責事項）

1. 当社が相当の安全策を講じたにもかかわらず、以下の事由により損害が生じた場合には、当社はいかなる責任も負わないものとします。
 - (1) 通信回線やコンピュータ等に障害が生じたことにより、本システムの中断・遅滞・中止等によって発生した損害
 - (2) 会員専用ページが改竄されたことにより生じた損害
 - (3) 会員専用ページに関するデータへの不正アクセスにより生じた損害
 - (4) 本サービスに関連して送信される電子メール及びウェブコンテンツに、コンピューターウイルス等の有害なものが含まれていたことにより生じた損害
2. 当社は、本サービス、本サービスにおいて提供される情報（他の会員のプロフィールデータを含みます）、本サービスを通じて交際または結婚相手が見つかること、及び本サービスを通じて知りあった相手が会員の希望にかなうこと、その他本サービスに関する正確性、完全性、目的適合性、有用性、適法性、最新性及び第三者の権利を侵害していないことについて、一切保証しないものとします。

ゼクシィ縁結びエージェント 利用規約

3. 当社は、本契約に基づく会員による本サービス利用に関連して当社が会員に対し損害賠償責任を負う場合、当社の故意又は重過失に起因する場合を除くいかなる場合も、損害賠償の範囲は、当該会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られ、かつ、その総額は、当該損害が生じた日が属する月に当社が当該会員から受領すべき利用料を超えないものとします。

第26条（可分性）

本契約の条項の一部が無効な部分があったとしても、その無効は他の条項の有効性に影響を与えないものとします。

第27条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の判断により、合理的な範囲で、本規約をいつでも変更することができるものとします。
2. 前項の定めにより、本規約を変更する場合、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、当社の定める適切な方法で事前に周知します。3. ユーザーは、変更の周知後、当社の定める期間内（期間の定めのない場合は効力発生時期まで）に当社の定める手続きにより本契約の解約をすることができるものとします。なお、ユーザーが、変更後の本規約の効力が生じた後に本サービスを継続して利用した場合または当該期間内に解約の手続きをとらなかった場合には、変更後の本規約の内容に同意したものとみなされます。

第28条（準拠法）

本契約は日本法に準拠して解釈されるものとします。

第29条（合意管轄）

本契約に関する紛争について訴訟が必要である場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。